

平成14年12月19日に開催されました「都市計画道路 城山北公園線 第2回都市計画説明会（意見公述）」には多くの方々に参加していただき誠にありがとうございました。（公述人22名、傍聴者65名）

公述人の方々には、都市計画原案に対し、賛成・反対の立場から貴重なご意見をいただきました。県と市は、このご意見の要旨を各々開催する都市計画審議会へ報告いたします。



## 第2回都市計画説明会での主なご意見

賛成されたの方々からは

- ①松江市全体の交通計画上必要である。
- ②現況は歩道が無く危険な状態であるため、安全で安心できる道路整備が必要である。
- ③観光・商業振興上必要である。

条件付き賛成の方々からは

- ①まちづくりあつての道路計画であり、まちづくりを促進すべきである。
- ②生活再建等について住民の不安を払拭すべきである。
- ③行政は誠実に対応し、住民に説明責任を果たすべきである。

反対されたの方々からは

- ①現状は渋滞しておらず、整備の必要性に疑問がある。
- ②渋滞解消には拡幅を伴わない一方通行化等の方法で対応可能ではないか。
- ③歴史的な景観や松江らしさの風情が残る通りであり拡幅すべきではない。
- ④生活再建が不安である。

等のご意見が挙げられました。（詳しくは見開きのページでご紹介しています。）

## 県・市の進め方

県と市は第2回都市計画説明会での都市計画原案に対する皆様からのご意見を踏まえ、以下の方針により、都市計画原案を「都市計画案」として進めてまいります。

- ①この道路計画は、松江市全体の発展のために必要不可欠な都市基盤であり、計画案のとおり整備を進める必要があります。
- ②整備にあたっては、皆様方の生活再建や生活環境への不安を払拭することが極めて大切であり、皆様方へ十分な説明とご理解を得て進めてまいります。このため、松江市に「相談窓口」を開設いたしましたので、お気軽にご相談ください。行政側として、しっかり対応してまいります。
- ③新しく生き生きとしたまちを皆様方と一緒に作り上げることが、行政として重要なことだと考えています。そのため、市民主体の「城東地区のまちづくりを考える会（仮称）」を2月初旬に立ち上げます。皆様方のご意見をまちづくりに反映し、より良いまちづくりの実現に努めてまいります。何とぞ積極的なご意見をお願いします。



○「都市計画案の縦覧」をいたします。

※縦覧期間は、1月17日（金）～1月31日（金）の2週間です。

なお、縦覧時間は土曜、日曜を除く平日の8:30～17:15です。

○「松江市に相談窓口」を設置しました。

○「城東地区のまちづくりを考える会（仮称）」を2月初旬に立ち上げます。

賛成意見

条件付賛成意見

反対意見

将来都市像・まちづくり等

**将来都市像**  
観光・防災等の将来の都市機能の充実を図る上で必要な道路である

**まちづくりの検討**  
沿道のまちづくりの将来像を検討し、具体的なまちづくり計画の策定が必要

**将来都市像**  
松江市全体の将来ビジョンを明確にした上で、道路計画の検討が必要

**中心市街地対策**  
人・車の流れを円滑化し、中心市街地を活性化していく上で必要

**計画の進め方**  
住民が主体的に計画を検討するとともに、行政・商業者等が議論の上、よく理解しながらまちづくりを進める必要がある

**中心市街地対策**  
通過交通の増加、道路拡幅による南北地区の分断により空洞化を助長する

**沿道のまちづくり**  
現状の課題を改善し、次世代の住み良いまちづくりを行う上で必要

**合意形成**  
行政は住民の合意に向け最大限の努力をし、合意のもとに計画を進める必要がある

**沿道のまちづくり**  
既存商店の衰退、南北分断により沿道地区の衰退を招く

交通計画等

**交通計画**  
○松江市全体の交通計画必要  
○橋北地域に不足している東西道路の整備は重要であり、計画は妥当

**交通計画**  
当初、幅員34m拡幅案には反対した。その後5回にわたる「まちづくり協議会」を経て、私共の要望が全て満たされたわけではないが、安全性・利便性を考慮に入れて、現在の幅員29m案に落ち着いた  
行政は今までの問題点を整理して沿道住民の理解と協力が得られるよう、最大限の努力をして計画の実現に向け、柔軟に取り組むべきである

**交通計画**  
○渋滞の解消は現在の道路の一方通行化・時間規制等の方法で対応可能ではないか  
○内環状道路の位置の見直しが必要

**交通量**  
現状は非常に渋滞しているので整備が必要

**交通量**  
現状は渋滞している状況ではなく、また将来人口減少により交通量の増加は考えられない

**道路環境**  
○歩道がなく危険な状況であり、交通弱者に配慮した安全な歩行空間の整備が必要  
○利便性等の観点から、駐車帯の整備が必要  
○安全性・円滑な交通等を確保するため、交差点の改善が必要

**沿道環境**  
交通量の増加による健康への影響が懸念される

**財政問題**  
県・市は厳しい財政状況であり、計画の見直しが必要

歴史・景観

現在の街並は、江戸時代以降既に拡幅されて現在に至っている

歴史的街並の保存が必要であり、国際文化観光都市としての施策上も問題がある

生活再建・高齢者への配慮

地権者等関係者が生活再建に不安を感じないよう、十分に配慮する必要がある。

高齢者等の生活面、精神面において負担が大きい

将来都市像・まちづくり等

**将来都市像**  
松江市は、平成8年に将来都市像を示した「松江市都市計画マスタープラン」の中で、本道路沿線を商業・業務等の土地利用を図っていくべき重要な地区に位置付けております。

**中心市街地対策**  
平成14年度に策定した「松江市中心市街地活性化基本計画」の中で、進行する市街地の空洞化に対処するための活性化対策を検討しております。本道路計画は、この活性化対策を推進する重要な事業と位置付けております。

**沿道のまちづくり**  
本道路の整備にあわせて沿道地区の活性化を図るためには、沿道の土地利用を含めたまちづくりの検討が重要と考えており、早急に、皆様とまちづくりを協議する場を設定し、よりよいまちづくりの実現に向けて努力してまいります。

交通計画等

**交通計画**  
○一方通行化による渋滞解消の提案については、迂回交通による生活環境の悪化や生活利便性に大きな支障が懸念されるため、この方策の実施は困難であると考えております。  
○内環状道路の位置については、平成5年度の「松江市総合交通体系調査」や「松江市都市計画マスタープラン」を踏まえ、歴史的環境や土地利用と調和のとれた交通計画として現在の計画位置が適切であると考えております。

**交通量**  
○過去2回（平成13年11月、平成14年11月）の交通量調査の結果、いずれも約12,000台/12hrの交通量を観測しており、渋滞は依然として続いております。  
○将来交通量については、国の調査に基づき、平成32年の松江圏域の車の移動状況を予測の上算出しております。

**沿道環境**  
平成8年度に松江市の実施した「沿道環境計画調査」では拡幅による大きな支障は報告されておられません。その後、調査方法や環境基準が変更されたため、事業実施にあたっては再度環境影響調査を実施し、予測・評価の上で必要な対策を検討してまいります。

**財政問題**  
事業実施にあたっては、財源的に有利な補助制度を活用し、重点的・効率的な整備に努めてまいります。

歴史・景観

本道路沿線地区は「伝統美観地区」に指定されておらず、歴史的文化財も確認されていないことから、城下町にふさわしい新たな町並の形成を図っていくことが望ましいと考えております。

生活再建・高齢者への配慮

今後事業を進める上で、特に高齢者の皆様方から生活に対する不安が大きいとのご意見をいただいております。この生活再建に対する不安感を払拭するために、皆様方と一緒に生活面や商業活動に関わる新たな青写真を早く作り上げることが重要であるとと考えております。その過程の中で、皆様方の生活再建が円滑に進むよう行政としても、できるだけの支援をしてまいりたいと考えております。

## 住民の相談窓口について

まちづくり・道路計画・補償等、住民の皆様へ十分な説明とご理解を得るため「相談窓口」を松江市都市建設部都市計画課に開設いたしました。何でもお気軽にご相談ください。

連絡先（TEL）：0852-55-5380

※通常の勤務時間にご相談ください。

## 都市計画案の縦覧について

縦

期  
間

縦覧期間は**1月17日（金）～1月31日（金）**の2週間です。  
なお、縦覧時間は平日の8時30分～17時15分です。  
※土曜、日曜は除きます。

覧

縦  
覧  
図  
書

○計画書  
○決定（変更）の理由書  
○総括図（1/20,000）  
○計画図（1/2,500）  
○参考図（1/500）

意  
見  
書  
の  
提  
出

『都市計画案』に対して、意見のある方は「島根県あて」に意見書を提出することができます。

**提出期間：1月17日（金）～1月31日（金）**

**提出先：島根県土木部都市計画課又は、松江市都市計画課**

ご不明な点は、縦覧場所で担当職員にお訊ねください。

※意見書の用紙は、縦覧場所に置いてありますのでご利用ください。任意の様式でも構いません。住所・氏名の記入を必ずお願いします。

※提出方法は、持参（1月31日（金）17時15分まで）、または郵送（当日消印有効）とします。

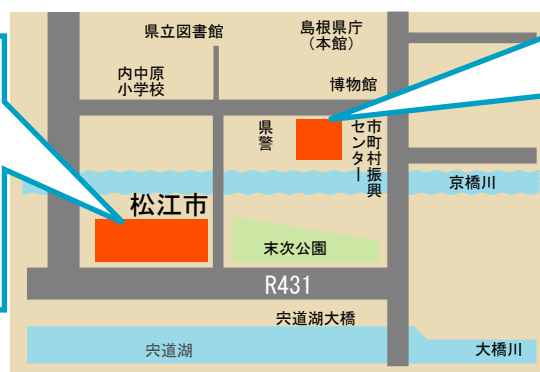
※提出された意見書に対する個別の回答は、行いませんのでご了承願います。

※提出された意見書の要旨は、都市計画審議会へ報告され審議の参考とされます。

## 問い合わせ先について

### 相談窓口・意見書提出先

松江市（別館）  
松江市都市建設部都市計画課  
〒690-8540  
松江市末次町86番地  
Tel0852-55-5380



### 意見書提出先

島根県（南庁舎）  
島根県土木部都市計画課  
〒690-8501  
松江市殿町8番地  
Tel0852-22-5211